

「液体を微粒子に噴射する方法とノズル」事件

(知財高判令和2年5月27日 平成30年(ネ)第10016号¹⁾)

原審(大阪地裁平成30年1月11日 平成27年(ワ)第12965号)

概要

- (1) 特許権侵害訴訟において、本件発明の「微粒子」の用語の意味が争点となった事例。
- (2) 原審は本件発明の「微粒子」を「 $10\mu\text{m}$ 以下の液滴」と解釈して非侵害と判断したが、控訴審は「小さな粒子径の粒子を意味するものであって、粒子径の数値範囲に限定はない」と解釈して侵害と判断した(原審の判断を覆した)。
- (3) 特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈の参考事例。

対象特許(特許第2797080号²⁾)

【請求項4】(下線および太字は著者による)

液体を流動させて薄膜流とする傾斜面(7)を有し、この傾斜面(7)を流動する液体の薄膜流を空気中に微粒子として噴射するノズルにおいて、

傾斜面(7)を液体の流動方向に平滑な面とすると共に、

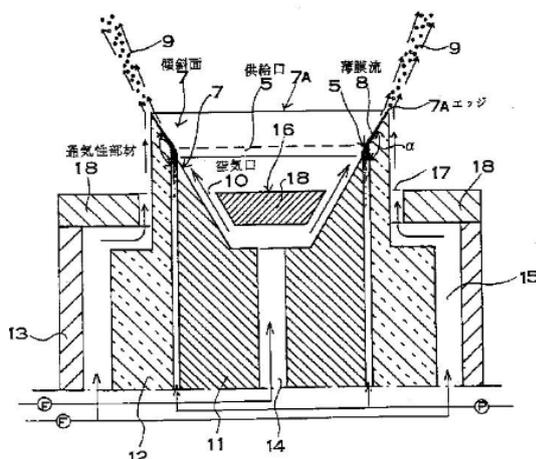
この傾斜面(7)に加圧空気を噴射して、傾斜面(7)に接触しながら、しかも、傾斜面(7)と平行に一定の方向に高速流動する空気流をつくる空気口(10)と、

空気流を高速流動させている傾斜面(7)の途中に、空気流の流動方向に交差するように液体を供給する供給口(5)とを備え、

供給口(5)から傾斜面(7)に供給された液体を、高速流動する空気流で平滑面に押し付けて薄く引き伸ばして薄膜流とし、薄膜流を空気流で空気中に微粒子として噴射することを特徴とする

液体を微粒子に噴射するノズル。

本件発明のポイント



空気口10から傾斜面7に加圧空気が噴射され、供給口5から液体が供給される。これ

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5424

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2797080/BEC1AC8301C53DB07F52BBB25AD7BF7012975F974CFBEFEF37C907AEA84D2654/15/ja>

により、加圧空気が液体を押しつけて薄膜流8を形成する。供給路15からスプレッディングエアが供給されることによって、薄膜流8が微粒子の液滴9として噴射される。本件明細書および意見書には、あたかも本件発明が粒子径10 μ m以下の微粒子の液滴を噴射することに技術的意義があるような記載がされていた。

原審の判断

原審は、本件明細書に本件発明が粒子径10 μ m以下の微粒子を噴射できるノズルにおける欠点を解決することを目的としていることが記載されていること等を踏まえると、本件発明の液体を微粒子として噴射するとは、高速流動空気によって押し付けられた液体の薄膜流が平滑面ないし傾斜面から離れるときに10 μ m以下の液滴の微粒子になることをいうと解するのが相当であると判断した。

控訴審の判断

控訴審は、以下の(1)～(3)を根拠にして、本件発明の「微粒子」は、小さな粒子径の粒子を意味するものであって、粒子径の数値範囲に限定はないと判断した。

- (1) 特許請求の範囲には、微粒子の粒子径を特定の数値範囲に限定する記載がない。
- (2) 本件明細書には、微粒子の粒子径を10 μ m以下に限定する旨および特定の数値範囲に限定する記載がない。
- (3) 意見書には、本件発明が10 μ m以下の粒子径の微粒子を噴射できることに格別の作用効果があることが述べられていない。

まとめ

本件は特許請求の範囲に微粒子の粒子径が特定されていないことに起因して発生した事件と考えられる。本件を見る限り、無用な争いを避ける観点からは特許請求の範囲は明確に記載すべきであると考えられる一方で、特許請求の範囲には余分な限定は記載不要であることが再認識させられる。特許権者側から見れば、明細書および意見書で特許請求の範囲を限定するような記載または主張をしたとしても、特許請求の範囲に記載がない限り、事件を有利に進めることができる可能性があることに留意されたい。他方、被疑侵害者から見れば、明細書および意見書に特許請求の範囲を限定するような記載または主張があったとしても特許請求の範囲に記載がない限りは侵害が認定される可能性がある点に留意すべきである。出願段階では特許請求の範囲を狭く印象付けて権利を取得し、権利化後は広い権利範囲を主張できるような特許請求の範囲および明細書の記載を検討してみることも興味深いと思われる。

キーワード 特許、クレーム解釈 (70条)

[担当] 深見特許事務所 赤木 信行

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。